

ソウル特別市対日抗争期強制動員被害女性勤労者支援条例
(ソウル特別市条例第 5567 号、2013.10.4 制定、2014.1.1 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この条例は対日抗争期強制動員被害女性勤労者に対する生活安定と名誉回復活動を支援することにより強制動員被害女性勤労者問題に対する歴史的視角を正しく定立し被害女性勤労者の人権を増進することを目的とする。

第 2 条(定義)

この条例において「強制動員被害女性勤労者」とは、対日抗争期に懐柔及び強圧等により強制的に動員され軍需会社等において強制労役被害を受けた女性をいう。

第 3 条 (市長の責務)

- ① ソウル特別市長 (以下「市長」という) は強制動員被害女性勤労者の名誉回復と人権増進のため積極的に努力しなければならない。
- ② 市長は強制動員被害女性勤労者が安定した生活を維持することができるよう必要な措置を執らねばならない。

第 4 条(支援対象者)

この条例による支援対象者は強制動員被害女性勤労者として対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会の審査により被害者として認定された者のうちソウル特別市に住民登録を置き居住する者とする。

第 5 条(支援事業)

市長は強制動員被害女性勤労者を支援するため次の各号の事業を施行する。

- 1 支援対象者に対する生活補助費支援:月 30 万ウォン
- 2 支援対象者に対する診療費支援(本人負担金のうち月 30 万ウォン以内とする)
- 3 支援対象者に対する死亡弔慰金支援:死亡時 100 万ウォン
- 4 支援対象者に対する実態調査
- 5 その他強制動員被害女性勤労者に関する記念・広報及び研究事業、名誉回復活動事業等市長が必要と認める事業

第 6 条(生活補助費等の還収)

- ① 市長はこの条例により生活補助費を支給された者が次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部を還収することができる。

- 1 虚偽その他の不正な方法で生活補助費の支給を受けた場合
 - 2 過誤給された場合
- ② 市長は第 1 項により還収する場合、生活補助費を返還する者が所定の日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

第 7 条(支援財源)

市長は支援財源を予算に確保するよう努力しなければならない。